

大阪広域環境施設組合監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和2年5月29日

大阪広域環境施設組合
監査委員 阪井 千鶴子

監査の結果に関する報告に基づき講じた措置の通知の公表

- 通知を行った者の氏名
大阪広域環境施設組合管理者 松井 一郎
- 通知を受けた日及び講じた措置の内容

監査結果に関する措置状況報告書

対象：平成30年度定期監査等

通知を受けた日：令和2年5月13日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日
2	<p>情報セキュリティポリシーの周知徹底について改善を求めるもの</p> <p>環境施設組合における情報セキュリティポリシーに係る研修等の実施状況を確認したところ、次の状況が見受けられた。</p> <ul style="list-style-type: none">統括情報セキュリティ責任者は、事業を開始した平成27年4月以来、3年以上にわたって一度も情報セキュリティ研修等を実施していなかった。課情報セキュリティ責任者は、職員に対して情報セキュリティポリシーの理解や情報セキュリティ対策についての教育・指導を行っていなかった。	<ul style="list-style-type: none">統括情報セキュリティ責任者は、行政職員（再任用含む）及び臨時的任用職員を対象に、情報セキュリティ研修を令和元年5月30日から6月17日の間に計5回に分けて実施した。統括情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティポリシーの遵守について啓発するため、情報セキュリティポリシーに定める責務に応じた情報セキュリティ研修基本方針を令和元年11月1日に定めた。課情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ研修基本方針に基づき、技能職員を対象に令和2年2月25日から3月23日の間に	措置済	令和2年4月9日

	<p>[改善勧告]</p> <p>1 統括情報セキュリティ責任者は、全職員を対象とした情報セキュリティ研修を定期的実施し、情報セキュリティポリシーの周知徹底を行うとともに、情報セキュリティポリシーの遵守について啓発を行うこと。</p> <p>2 課情報セキュリティ責任者は、職員が情報セキュリティポリシーについて理解し、情報セキュリティ上の問題が生じないように、必要な知識及び技術等について定期的に教育・指導を実施すること。</p>	<p>情報セキュリティ研修を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ研修基本方針に基づき、情報端末を割当てられている職員に対して令和2年3月25日と3月26日の2回に分けて訓練用標的型攻撃メールを送付し、研修効果の測定を行った。 ・次年度以降も、行政職員（再任用及び会計年度任用職員含む）及び技能職員（再任用含む）を対象とした情報セキュリティ研修について第2・第3四半期までを目途として継続的に実施する。 		
--	--	--	--	--

対 象：令和元年度定期監査等
 通知を受けた日：令和2年5月13日

指摘 No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日
2	<p>分析室における毒物劇物保管庫の転倒防止措置について改善を求めるもの</p> <p>工場における保管庫の転倒防止措置を確認したところ、次の状況が見受けられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> すべての工場において、毒物劇物危害防止規定に定められているにも関わらず、卓上の保管庫に対して転倒防止措置を講じていなかった。 <p>[改善勧告]</p> <ol style="list-style-type: none"> 各工場は、毒物劇物危害防止規定を改定し、転倒防止措置について具体的に規定すること。 各工場は、分析室にある毒物劇物の卓上の保管庫に対して、ストッパーや金具で固定を行うとともに、個々の薬品容器が転倒することがないように仕切り板で固定すること。 管理責任者である工場長は、転倒防止措置について、定期的に固定状況を点検するなど、事後の管理も適切に実施すること。 環境施設組合は、各工場が、毒物劇物危害防止規定に規定する各項目を遵守しているか、内部監査を適切に行うこと。 	<p>(改善勧告1について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各工場の毒物劇物危害防止規定について、令和2年1月に保管庫や棚が転倒することを防止するためストッパー・固定金具等を設置し、保管容器についても仕切り板等を使用して、転倒・転落を防止するように規定を改めた。 <p>(改善勧告2について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各工場の卓上保管庫については、転倒防止策として、令和元年11月に固定金具等を設置した。また、令和2年3月には、毒物劇物の保管容器の転倒防止策として仕切り板等を設置した。 <p>(改善勧告3について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年12月に制定した毒物劇物取扱要領に規定している毒物劇物取扱チェックリストを活用して、工場長が令和2年3月に転倒防止措置における固定状況の点検を行うとともに各工場の点検状況について確認を行った。今後は同要領に基づき、年2回、固定状況の点検を行っていく。 <p>(改善勧告4について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 工場長、建設企画課長が他工場へ出向いて、毒物劇物危害防止規定の取り組み状況の確認を相互に行う施設部内部監査を令和2年3月に行った。施設部内部監査の 	措置済	令和2年 3月31日

		<p>際は毒物劇物取扱チェックリストを活用して毒物劇物危害防止規定の遵守状況を確認した。今後も施設内部監査において同規定の順守状況の確認を行っていく。</p>		
3	<p>分析室における毒物劇物の保管方法について改善を求めるもの</p> <p>今回、実地調査を行った鶴見工場及び平野工場の分析室では、次とおり保管が適切に行われていない実態が見受けられ、後日行った全工場に対する確認では、全工場において、同様に保管が適切に行われていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 分析室内において、毒物劇物と薬品を同一の保管棚に収納しており、明確に区分された収納を行っておらず、各工場で定めている毒物劇物危害防止規定においても、区分収納に対して明確な定めがなかった。 毒物劇物の管理について、分析室の鍵の管理のみ行っており、個別の棚や保管庫の鍵の管理を行っておらず、毒物劇物危害防止規定において、入退室管理に関する規定しか設けていなかった。 <p>[改善勧告]</p> <p>1 環境施設組合は、区分収納や鍵の管理についての統一的な指針を策定し、各工場の毒物劇物危害防止規定を改定させること。</p> <p>2 管理責任者である各工場長は、改定された毒物劇物危害防止規定</p>	<p>(改善勧告1について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各工場の毒物劇物危害防止規定について、令和2年1月に区分収納や鍵の管理の統一化を図るよう規定を改めた。 <p>(改善勧告2について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年1月に改定した毒物劇物危害防止規定に基づき、鍵のかかる専用の保管庫に毒物劇物を区分収納し、保管庫ごとの鍵の管理を行うこととした。 令和元年12月に制定した毒物劇物取扱要領に規定している毒物劇物取扱チェックリストを活用して、工場長が令和2年3月に各工場における区分収納や鍵の管理状況の点検を行った。今後は同要領に基づき、年2回点検し、そのチェックリストを証跡として残していく。 <p>(改善勧告3について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年3月までに、改定した毒物劇物危害防止規定に係る研修を行い、区分収納や鍵の管理の必要性、盗難・紛失等のリスクについて、毒物劇物を取り扱う全ての工場職員に周知及び啓発を行った。 <p>(改善勧告4について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 工場長、建設企画課長が他工場へ出向いて、毒物劇物危害防止規定 	措置済	令和2年3月31日

<p>に基づいて、鍵のかかる専用の保管庫に毒物劇物の区分収納を行い、保管庫ごとに、適切に鍵を管理すること。</p> <p>また、上記保管が適切に行われているか定期的に確認し、また確認したことが検証できるよう証跡を残すこと。</p> <p>3 環境施設組合は、改定された毒物劇物危害防止規定について研修を行い、区分収納や鍵の管理の必要性、盗難・紛失等のリスクについて、毒物劇物を使用する職員に周知・啓発を行うこと。</p> <p>4 環境施設組合は、改定された毒物劇物危害防止規定が遵守され、適切に運用されているか定期的に内部監察を行うこと。</p>	<p>の取り組み状況の確認を相互に行う施設部内部監査を令和2年3月に行った。施設部内部監査の際は毒物劇物取扱チェックリストを活用して毒物劇物危害防止規定の遵守状況を確認した。今後も内部監査において同規定の順守状況の確認を行っていく。</p>		
--	--	--	--